、 出 席 議 員 十 二

名

近黒立横伊岩松末浦小土加藤崎石山藤坪永永 辻川山 一政隆弘忠義勇一英隆重雅 海美教藏之光治朗明郎佳徳

地方自治法第百二十一条の規定により、 説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事事

務局

書局

記 長

松松

永 永

清 一

美 誠

建住総教収助町

設 民 務 育 入

課課課

長長長長役役長

中中谷巖神三山

村川川浦田

敏一良充 清憲

章也一也清敏道

程

平成十八年十一月八日(水曜日)小値賀町議会第三回臨時会

午前十一時零分

開

숲

会議録署名議員指名

伊藤忠之議員

横山弘藏議員

第第第第

四三二一 議案第六五号会 期 決 定

工事請負契約の締結について(小浜団地建設工事長崎県後期高齢者医療広域連合の設立について

(建築))

午前十一時零分開会

議長(近藤一輝) おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第三回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、 八番·伊藤忠之議員、 九番・横山弘藏議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第六四号、長崎県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合を設立し、当該広域連合が後期高齢者医療制度の運営を行うことと 住民課長(中川一也) 老人保健法の一部改正により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が、平成二十年四月一日から施行されることとなり、 議案第六四号、長崎県後期高齢者医療広域連合設立についての提案理由をご説明いたします。

されたため、長崎県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものでございます。

その協議については、 地方自治法第二百九十一条の十一の規定により、 議会の議決を要するため、 提案するものでござい

ます。

規約の内容についてご説明いたします。

第一条から三条までは、広域連合の名称、構成団体、区域について定めています。

す。全て広域でやるかというと、別表第一にあるとおり、住民の窓口の受付業務については、 第四条は、広域連合の処理する事務を一号から五号まで明記しておりますが、基本的には今の老人医療と同じでござい 資格管理、医療給付の申請

付、保険料の賦課に関する事務など市町においてやることになります。

窓口業務のほかにも滞納状況や所得状況等の事務遂行に必要な個人情報を、市町から広域連合事務局に提供することが あ

第五条は、広域連合設立後速やかに策定しなければならない広域計画について、 記載すべきことを定めています。

組織、

議員の選挙方法・定数・任期・

定めています。

第七条から十条までは、広域連合の議会について、

ります。

第十一条から十四条までは、広域連合の執行機関について、 組織・職員・広域連合長の選任の方法、 任期などを定めてい

ます。

第十五条は、選挙管理委員会について、第十六条は、 監査委員についてそれぞれ定めています。

第十七条は、 広域連合の経費の支弁の方法、 各市町の負担金などを、 別表第二のとおり定めています。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(松永勇治) 本規約案の十七条関係でございますけども、 「広域連合の経費は、 次に掲げる収入をもって充てる。

松永

議員

議長・副議長等の選出について

する按分の比率はどのくらいなのか。 と。一号で、「市町の負担金」ということでありますけれども、 二十三市町の中でですね、 小値賀町の共通経費の全体に対

を除く比率でどのくらいになるのかお尋ねいたします。 そして、その負担金がどのくらいになるのか。 そうした場合、 小値賀町の均等割を入れての比率ですね。 それと、 均 等

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えします。

るために若干老人の人口割よりも多いということになります。 て、平成二十年度からの予算でいきますと、おおよそ三百三十万円が共通経費として小値賀町が負担する金額でございます。 その金額が全体に占める割合は、約○・七%でございますが、 共通経費につきましては、別表第二とおり、均等割が一○%、 高齢者人口割が五〇%、 老人の人口割が○・四%でございます。 人口割が四〇%となっておりまし 均等割が一○%あ

議長(近藤一輝) 松永議員

六番 (松永勇治) そうすると、三百三十万のうちの、 均等割の額はどのくらいかお尋ねします。

議長(近藤一輝) 住民課長

と、約百九十七万になります。 住民課長(中川一也) 共通経費がトータルで四億五千三百三十七万ございますので、その一○%を二十三市町で割ります

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

上七十五歳未満の障害のある状態の人ですね、その割合はどのくらいかお知らせを願います。 九番 (横山弘藏) 小値賀町の高齢者人口割五〇%の、 小値賀町の人口における七十五歳以上の高齢者の方と、 六十五歳

横

Щ

議員

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長 (中川一 也 七十五歳以上の老人は、八百六十名程度でございます。

障害をもっている方につきましては、 現在手元に資料がございませんので、 しばらく時間をいただきたいと思います。

議長(近藤一輝) 松永議員

(松永勇治) そうすると、今現在やっている事務が共通経費の中に入った分については不要になるわけですけれども、

やっていた事務が持っていかれる分については、どのくらいの割合になるのかお尋ねをいたします。 四条関係ですけど、別表第一に掲げる市町で行う事務がここに挙げてありますけれども、こうした場合に、今まで担当者が

れるかお尋ねをいたします。 先々二十年以降、この事務を完全に移行された場合に、それに充てられた職員についてはどういうふうな考えをもっておら そして、そうした場合に、おそらく一・五人になるのか、○・八人になるのか知りませんけれども、そうなった場合には、

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長(中川一也) 従来、老人医療と保健事業で兼務で一名張り付いておりますが、 ほぼ七割程度が老人医療で、

程度が保健事業の方をやっていたかと思っております。 今回、一部事務が残りますので、その七割の分につきまして半分以下になるかなというふうに個人的には思っております。

議長(近藤一輝) 松永 議員

六番 (松永勇治) 一名の半分っちゅうことですか?それとも○・七の半分っちゅうことですか?

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長(中川一也)(〇・七の半分でございます。)

思います。 事務を実際にやってみた上で正確なところは出るかと思いますが、その辺りにつきましては、今後もう少し研究したいと

議長(近藤一輝) 松永議員

(松永勇治) ですから、 ○・七の半分っちゅうことなら、○・三五人でいいということですね。

そうした場合に、 今まで一人でやったのが、○・三五人分が不要になるわけですけど、 事務的にですね…。

て、一名はどうにかなるんじゃないかと。 そうした場合に、 将来、担当者は他の仕事も出来るわけですから、職員をそのまま置いとくのか。先々はこれを頭に置 全体的に考えた場合に…。

そういうことについては如何でしょうか?

議長(近藤一輝) 町

長

町長(山田憲道) お答えいたします。

十九年度が準備期間。 そして二十年度に一応やるということでございますので、この件につきましてはですね、

をさせていただきたいと思っております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番(立石隆教) 八条と九条のところでお伺いをしたいと思います。

ということで、二項に、「長崎市・佐世保市・諫早市・それ以外」というところで出ております。 八条においては、 「広域連合議員の選挙に当たっては、各市町の議会において、 当該議会の議員のうちから選挙する。」

で、この広域連合議員の任期について、九条でございますけれども、「当該市町の議会の議員としての任期による。 _ と

いうことに規定をしております。

ですが、この間はどうなるんでしょうね。その規程は別に要らないんでしょうか? の議員さんの任期は切れるんですが、新しく選ばれた議員さんは初議会まで実は議会が無いということで、選出できない とういうことになると、普通に選挙が行われる統一地方選挙だということになると、 四月でありますけれども、 任期で前

その辺はどう考えているのかなあと、どのように理解したらいいのかなあいうことで、説明をいただきたいというふうに

思います。

更に、それぞれ議会から選ばれた議員が集まって、 連合会の議長を決めるわけですが、 その選挙は 「いつ」というふうに

その辺のところはどう考えているのか伺います。規定をしなくてもいいんでしょうか?

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長(中川一也) 今のご質問の件は検討委員会の中でもまだ正確に決まっておりませんで、 細かいところについては

また『細則』で決めるというふうに聞いております。

隆長(近藤一輝) 立石議員

(立石隆教) その細則の部分を決めるのは、 どういう機関が決めるんでしょうか?

藏長(近藤一輝) 住民課長

(中川 也 決める機関ですけれども、 この広域連合の組織には今、 準備委員会というのがございまして、

中に『役員会』と『検討委員会』と二つの組織がございます。

そこで検討して、最終的には決定するということになります。

議長(近藤一輝) ほかに質疑は

ほかに質疑はありませんか。

立石

議員

十番(立石隆教) この議案に関連をしてお伺いをします。

の場合、ただ今ある老人保健事業特別会計というのが本町にあります。 今度の後期高齢者の特別会計というものを小値賀町おいても設置しなければならないということになると思いますが、 そ

ころの切り替わりというのが、どのようなことを想定されているのかということを、今、はっきり決まっておればお伺い で、それとの兼ね合いで、片っ方が消えて片っ方が出来上がるということになるのかなと思っておりますが、その辺の

したいと思います。

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えします。

健事業特別会計も残るという格好になります。

医療費の精算等の関係で二十年度に二ヶ月ほど老人医療がそのまま予算として残る関係で、二十年度は間違いなく老人保

るということで、 二十一年度以降が、二十一年度まで残るかどうかがちょっと微妙なところでございますが、 もしかすると二十一年度まで残る可能性がありますが、その辺りはまだ正確ではございません。 過誤納等が生じる可 能性

議長(近藤一輝) 立石議員

-番(立石隆教) 確かめておきます。

で、従来ある老人保健事業特別会計というのがダブルところ、つまりそれが無くなるところは二十年か二十一年、そうす 後期高齢者の特別会計というのが小値賀町に設置されるのは平成二十年からということは確実だと思います。

ると一年か二年ぐらいはダブル可能性があるというふうに理解していいんですね。

怪 (近藤一輝) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

が

あ

議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありません

再 開 前前 十 一 時 時 二十一分 二十一分

民 課

長

憩

(近藤一輝) 再開します。

住民課長(中川一也) お答えします。

先ほど、答弁を遅らせていた件でございますが、 老人医療に関わる七十五歳未満の障害者でございますが、 三十五名の方

うふうに思います。

十番

(立石隆教)

議長(近藤一輝) がいらっしゃいます。 今度導入される後期高齢者医療については、七十五歳以上の方が年金より引かれるという状況になりまほかに質疑はありませんか。 ほかに質疑はありませんか。

どうかということ。 そこで、救済措置と言いますか、どうしても生活が難しいというような状況の方には何か救済措置というものがないの カュ

すと、今、年金をもらってぎりぎりの生活をしている方々にとっては大変な状況だというふうに驚かれる方もおられるとい

と。それまでは実は自分の分も出してたんですけども、戸主の方が出していたと…。 が七十五歳以上は自分の年金からしなさいという話になると、七十五歳以上は確実に自分の年金から入ってくるお金が減る それから、今まで従来は、戸主の方が医療費の負担ということで七十五歳以上の方の分も納めていたところですが、これ

たりという形をですね、大いにしていかないと、お年よりはぎりぎりまで我慢に我慢をされる方が多いと思うんですね。 りで生活している人は大変でございますから、そういう点ではかなり積極的にですね、町としても救済の形や、相談にのっ いということになりますと、高齢者の方はちょっと大変です。たくさん年金をもらっている方は大丈夫でしょうが、ぎりぎ じゃあ、戸主の方からその分、年寄りに渡したらどうかということも考えられるんですが、恐らく実際はそんなことしな

その辺のところはどのようにお考えか、考え方を伺っておきたいと思います。 その時に大変な状況が起きないように、思いつめないようにですね、そういう措置を講じる必要があると思うんですが

- 7 -

議長(近藤一輝) 町

長

町長(山田憲道) お答えいたします。

う分野も出てくると思っております。 ということで、 のが二倍ぐらいの金額で均等にやられたら大変だということで、大分反対はしたんですが、法律が出来てどうしようもない この後期高齢者医療の広域連合の話を町村会で最初聞いた時には、失礼ですが、小値賀と波佐見が一番安いと。 連合を脱退とか何とかということはまず出来ないと。そういうことで、十九年度になって、ある程度そうい 番 高

そういうことで、この分野につきましては、いろいろと今後検討をしながら、そして各町ともよく話し合いながら、

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

検討しなければならないものと思っております。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

「対角なントで変すり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。(「討論なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これから、 議案第六四号、 長崎県後期高齢者医療広域連合の設立についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

礟長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

たがって、 議案第六四号、 長崎県後期高齢者医療広域連合の設立については、 原案のとおり可決されました。

日程第四、 議案第六五号、 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建 設 課 長

建設課長 (中村敏章) 議案第六五号について提案理由のご説明をいたします。

今回の公営住宅の建設地は、平成十六年度から購入しておりました小浜団地北側 0 隣地 建設を予定しております。

十一月二日に入札を行い、 九州建設株式会社が落札し、入札書記載金額一億三千七百七十万円に消費税を加算した金額

億四千四百五十八万五千円で契約を締結したいと思います。

例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。 地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び 対産の取得又は処分に関する条

工事の概要をご説明いたします。

それでは、

面積約二千九百平方メートルに、一般世帯向けを二棟六戸、小世帯向けを二棟十戸、計十六戸を建設いたします。 建設予定地は、今年度から平成二十年度にかけて三十九戸の公営住宅の建設を計画しております小浜団地の 北側 で、 地

団地内には駐車スペースを設け、 世帯向けA棟の建築面積は二百五十一平方メートル、一般世帯向けB棟の建築面積は二百平方メートルとなっております。 床面積は、 一般世帯は、三LDKで六十六平方メートル、 植裁等も計画しております。 小世帯では、二DKで五十平方メートルとなっております。 小

けております、 構造は木造平屋建、 天然無垢材を各所に使用した木の香りがする住宅で、 小世帯用住宅はバリヤフリーとし、高齢者対応となっております。 耐久性の確保できる公営住宅となっております。 また、 各棟共、 建築性能評価

上で提案理由 の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願 VI たします。

これから質疑を行います。 これで提案理由の説明を終わります。

(近藤一輝)

質疑はありませんか。

横 Щ

九番(横山弘藏) 町長もご存知のとおりですね、 小値賀町は今大変な不況の状況にあります

今度これを請け負ったのが町外の会社でありますけども、 小値賀の建設業者とか大工さんとかですね、 小値賀に

それなりの経済効果があるのかどうかですね、 その辺は考えてこういう入札を行ったのかどうかお答えを願い 、ます。

再

開 憩

前前

時 時

三十分

建

課

長

(近藤一 輝 しばらく休憩します。

(近藤一輝) 再開します。

議長

建設課長(中村敏章) 経済効果についてでございますが、地元の職人さんを雇用していただけるようにお願いしたいと考えております。 お答えいたします。

議長 (「質疑なし」と呼ぶ者あり) (近藤一輝) 質疑なしと認めます。

議長(近藤一輝)

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六五号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一輝) 異議なしと認めます。

たがって、 本臨時会に付議された案件の審議は、 議案第六五号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。 全部終了しました。

- 10 -

— 午 前 十一時 三十二分 閉 会 —